

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 商工観光部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
92	<p>3. 20. 2. (公財) 盛岡地域地場産業振興センター運営費補助金 意見 24 ○事業補助金への切り替えについて 運営費補助金の一部を「法人会計」に計上されている管理費に充てているが、具体的にどの事業のために使用されているかが不明であり、公益性・必要性の検証が困難であること、また、直接的な事業補助金と異なり、必要額の算定が困難であることから事業補助金へのシフトを検討すべきと考えられる。</p>	<p>事業費補助金へのシフトについて検討してまいります。 (ものづくり推進課)</p>	<p>○措置済 運営費補助金につきましては、平成30年4月に事業補助金交付要領を定め、補助金充当先の事業と費目を指定することで公益性・必要性の検証ができるよう事業補助金へ変更しております。 (ものづくり推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。